

貴自治体名 愛知県田原市懇談日時 10月 30日(水) 午前・午後 2時 00分～ 3時 00分懇談会場 田原市役所 300 会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2019年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齢福祉課)電話(0531-23-3217)FAX(0531-23-3545)

メールアドレス(koureifukushi@city.tahara.aichi.jp)

(1)介護保険料の独自減免制度

①保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

 ない あり → 実施年月(2018年4月) 2018年度実績(203)件(1,800,432)円

②市町村独自の低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

所得段階が第1段階(生活保護等を受けている方を除く。)、第2段階、第3段階の方のうち、①から⑥のいずれにも該当する方。

①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。

②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。

③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。

④介護保険料を滞納していないこと。

⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。

⑥以下の収入要件を満たすこと。

(第1段階の方)

世帯の前年の収入が80万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。

(第2及び第3段階の方)

世帯の前年の収入が120万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。

2)保険料の全額免除はありますか。

 ない あり

3)資産保有による制限はありますか。

 ない あり

4)保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。

 ない あり

5)申請は必要ですか。

 必要 不要

③収入減少を理由にした保険料減免制度の要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

1. 要件

次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年(1月から3月の場合は前々年)における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方

①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。

②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

2. 減免内容(金額・割合)

減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

(2) 保険料滞納の状況と処分件数について(2018年度実績) [広域連合]

- 1) 保険料滞納者数 (3,684) 件
- 2) 「償還払い」処分件数 (38) 件
- 3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0) 件
- 4) 「3割負担」処分件数 (68) 件
- 5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0) 件

(3) 介護保険利用料の独自減免制度 [広域連合]

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○) ない

() あり → 実施年月() 年 () 月) 2018年度実績() 件() 円

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- 2) 訪問介護利用料の助成割合 ()
 - 3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()
 - 4) 施設サービス利用料の助成割合 ()
 - 5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () あり
- ※2019年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(4) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。 [広域連合]

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(265)人(2019年6月現在)

62

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○) 把握している → 入所者数(176)人 待機者数(39)人 (2019年6月現在)

() 把握していない

193

17

(5) 施設サービス基盤整備(第7期計画) [広域連合]

※() カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2018年度)						第7期計画(2019・2020年度)			
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2019年度(新規)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	28 (2)	2,412 (200)	28 (2)	2,412 (200)	0 (0)	0 (0)	29 (1)	2,512 (100)	29 (0)	2,541 (0)
介護老人保健施設	18 (0)	1,638 (0)	18 (0)	1,638 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)	1,638 (0)	18 (0)	1,638 (0)
認知症グループホーム	65 (0)	1,152 (0)	65 (0)	1,152 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (3)	1,206 (54)	70 (2)	1,242 (36)
特定施設入居者生活介護事業所	1 (0)	29 (0)	1 (0)	29 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	29 (0)	1 (0)	29 (0)

(6) 介護施設の夜勤形態について [広域連合]

① 施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替夜勤	3交替夜勤
特別養護老人ホーム	29	不明	不明
介護老人保健施設	18	不明	不明
グループホーム	65	不明	不明

小規模多機能	13	不明	不明
看護小規模多機能	6	不明	不明
短期入所	55	不明	不明

②上記施設の内、たとえ1病棟・1フロアー・1ユニットであっても、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(同じシフトで働くスタッフの休憩時の1人配置を含む)

	2 交替夜勤	3 交替夜勤
特別養護老人ホーム	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明
グループホーム	不明	不明
小規模多機能	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明
短期入所	不明	不明

(7) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(802)人[広域連合]

②総合事業の事業所数・利用人数[広域連合] ただし、2017年の全てのサービス及び2018～2019年の通所型サービスCは市町村

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は各年度(2019年度は4～6月)の月平均をご記入ください。

サービス	事業所数			利用人数		
	2017年	2018年	2019年	2017年度	2018年度	2019年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護	5	106	104	423	1,652	1,627
生活支援型訪問A (緩和した基準)	0	27	27	15	114	122
現行の通所介護 相当の通所介護	23	250	250	1,628	3,289	3,451
通所型サービスA (緩和した基準)	2	32	35	90	172	235
通所型サービスC (短期集中予防)	0	1	1	0	1	1

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。[市町村](広域連合で基準統一したサービスについてはなし)

(○)ある ()ない その他()
→ある場合

1)そのサービスの名称:(短期集中通所サービス)

2)制限期間の数字をご記入ください。

・(13)週で終了(ただし、8週経過時点で実施事業者及び高齢者支援センターの協議により必要であれば最大26週を提供上限と認める)

④総合事業への一般財源からの繰り入れはありますか。あればその繰入額をご記入ください。[広域連合]

()ある → 繰入額(2018年度実績) _____ 円

(○)ない

⑤総合事業における現在の問題点や利用者の状況がありましたら、ご記入ください。[広域連合又は市町村(該当があれば)]

--

(8)住宅改修などの受領委任払い制度[広域連合]

①住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

②福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

③高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

(9)高齢者福祉施策[市町村]

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手:生活ささえあいネットサポーター
安否確認・見守り	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手:自治会、老人クラブ等
日常生活支援	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手:生活ささえあいネットサポーター、高齢者等軽度生活支援事業
買い物支援	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手:生活ささえあいネットサポーター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称	ぐるりんバス	
	利用料	大人(100又は200)円、子ども(小学生以下)(無料)、障害者(50又は100)円	
	その他特記事項	タクシー助成等と同様の対象者に、回数券購入助成も実施	
	2018年度の運行実績	94,379人	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2018年度の助成実績
	高齢者	70歳以上 500円×12枚=6,000円	(2,269)人
	障害者	1,2級の下肢・体幹・視覚障害者、1級の内部障害者、A判定の知的障害者、1級の精神障害者 500円×12枚×年2回=12,000円	(114)人
要介護認定者	高齢者又は障害者として対象とする	(-)人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策		(○)実施している ()していない ()検討中である	
内容≪総務課≫ぐるりんバスの無料乗車券交付、元気パス購入券の交付、カード事業組合ポイントを1,000ポイント進呈			

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
花より団子茶屋	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員	交流、介護、健康等に関する相談	無
ほっこり茶屋	あつみの郷グループホーム	交流、介護、健康等に関する相談	無

(10)介護認定者の障害者控除の認定について[市町村]

①認定書の発行枚数(2018年度実績)は (60)枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2018年度()件

()認定書を送付している → 2018年度()件

(○)自動的に送付していない

③認定書の発行の要件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(0531-23-2149)FAX(0531-23-4270)
メールアドレス(hokene@city.tahara.aichi.jp)

(1)国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2017年度	2018年度	2019年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (6.5)%	× (6.5)%	× (6.5)%
	資産割	固定資産税額	× (38.0)%	× (-)%	× (-)%
	均等割	加入者1人につき	37,200 円	33,600 円	33,600 円
	平等割	1世帯につき	38,400 円	37,200 円	37,200 円
1人当たり調定額(平均保険料)			115,154 円	104,335 円	101,467 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			11,245 円	7,599 円	7,256 円

※2019年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2)保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

①市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。 ※生活保護受給期間の減免は除く。

7.5.2 割軽減世帯で、均等割、平等割のみ課税されている世帯、または市民税非課税世帯かつ世帯の総所得金額等が125万円以下の世帯については、均等割、平等割を1割減免。

7.5.2 割軽減非該当世帯で、市民税非課税世帯かつ世帯の総所得金額が125万円以下の世帯、または均等割、平等割のみを課税されている世帯は、均等割、平等割を3割減免。

②保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

世帯主及び世帯員(被保険者)の前年所得の合計額が300万円以下の世帯主または世帯員が失業または事業の休廃止をし、本年の世帯の所得見込合計額が3割以上減少すると認められる場合、所得の減少割合に応じた減免割合で所得割均等割を減免。

③子どもの均等割などの減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

就学未満児の均等割を3割減免。

(3)資格証明書 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①資格証明書は交付していますか。 (○)交付していない ()交付している→()世帯

②資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ()国の基準どおり実施している
- (○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- (○)高校生世代以下の子どもがいる世帯
- ()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- ()病弱者のいる世帯
- ()次の場合は、交付対象から除外している

③資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

基準はありません。

(4)短期保険証 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(312)人 ・2カ月()人 ・3カ月(7)人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(315)人 ・1年()人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

被保険者証更新時(隔年8月)の初日において、前年度以前に課税された国保税の滞納額が10万円以上あり、文書催告、電話催告、戸別訪問等を行っても納付に応じない世帯

(5)保険料(税)滞納者への差押え

①差し押さえの基準をご記入ください。

納付資力があるにも関わらず、自主納付に応じない、約束を守らない滞納者

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
予告通知書の発行		65	90	
差押え	差押え世帯数	62	88	
	差押え件数合計	65	90	
	件数内訳	不動産	0	0
		預貯金	63	84
		生命保険(内学資保険)	1(0)	6(0)
その他		1(給与)	0	
競売による現金化		0	0	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	88	100	
	件数内訳	無資力	43	36
		生活保護	0	1
		生活困窮	2	12
		所在不明	43	51
その他	0	0		

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2019年8月1日現在でご記入ください。

① 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

② 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (176)人
(前年の一斉更新時に不在だった世帯 73 世帯, 短期証を受け取りに来ていない世帯 103 世帯)

③ その他

(7) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2018年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

② 相談・申請の実績(2018年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件
・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

(○) 簡素化している(平成14年8月受診分から実施) () 検討中 () 簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 (○) 公開していない () 公開している

② 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0531-23-7402) FAX(0531-23-0180)
メールアドレス(shuno@city.tahara.aichi.jp)

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	88	100	
	件数内訳	無資力	43	36
		生活保護	0	1
		生活困窮	2	12
所在不明		43	51	

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2018年度内に引き継いだ件数) (122)件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

・滞納の本税額が概ね 50 万円以上あるもの
・徴収が困難であるもの
・財産を有しているもの(滞納処分の対象となる)

(4) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

(○) 引き継ぐ () 引き継がない

4. 生活保護 担当課(地域福祉課)電話(0531-23-3512)FAX(0531-23-3545)

メールアドレス(fukushi@city.tahara.aichi.jp)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1)生活保護の申請件数とその保護件数について

2018年度相談件数 (15)件、申請件数 (5)件、そのうち保護開始件数 (5)件

(2)2019年4月現在の受給世帯数と人数 (88)世帯、(108)人

(3)過誤払い件数・金額

	①過誤払い件数・金額		②返還請求件数・金額		③返還した件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2016年度分	5	115,963	5	115,963	5	115,963
2017年度分	8	6,042,438	8	6,042,438	8	4,478,048
2018年度分	15	8,500,805	15	8,500,805	15	4,736,755

※②、③の件数・金額は、「①過誤払い件数・金額」の発生した年度にご記入ください。

※以下は市のみお答えください

(4)生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2018年4月現在	2人	3年1カ月	0人	49世帯	63人
2019年4月現在	2人	2年1カ月	0人	44世帯	54人

5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0531-23-3514)FAX(0531-23-4270)

メールアドレス(kourei@city.tahara.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2018年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度		○	
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)2019年2月1日(2月診療分)

(改定内容)精神障害者医療について、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の現物給付範囲を「全疾病」へ拡大。

(3)妊産婦への医療費助成制度を実施していますか。実施している場合、実施内容をご記入ください。

()実施している ()検討中である (○)実施していない

(実施年月日)

(実施内容)

6. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(0531-23-3513)FAX(0531-23-3545)

メールアドレス(jidou@city.tahara.aichi.jp)

6. 子育て支援策 担当課(教育総務課)電話(0531-23-3530)FAX(0531-22-3811)

(1)「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

①自立支援計画の有無について ()ある(年 月策定) (○)ない

②自立支援給付金事業について (○)実施(年 月実施) ()未実施

2018年度実績 (4)件 給付額(3,974,000)円

2019年度予算 (5)件 給付額(5,964,000)円

③日常生活支援事業について ()実施(年 月実施) ()未実施

2018年度実績 (1)件※実件数 給付額(21,010)円

2019年度予算 (5)件 給付額(114,600)円

④教育・学習支援について (○)実施(2016年4月から実施) ()未実施

2018年度実績 (4)カ所(114)人 実施時期(4月~3月)

2019年度予算 (4)カ所(80)人 実施時期(4月~3月)

⑤NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施

2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施

2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人

支援方法()

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2018年度	2019年度
受給者数	334 人	312 人
受給割合	6.6 %	6.3 %
支給額	24,835,474 円	27,263,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。※2019年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.25)倍・金額()円

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,771,000)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,710,000)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費

()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ (○)卒業記念品

()その他()

(3) 学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

() 行っている (○) 行っていない () 検討中

--

(4) 保育について

① 保育施設の数について (2019年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立	18
	民間	1
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	0
	小規模保育事業A	0
	小規模保育事業B	0
	小規模保育事業C	0
	事業所内保育所	0
	居宅訪問型保育	0
認可外保育施設 (か所)	全体数	2
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	0
企業主導型保育事業数 (か所)		0

② 認可外保育施設への市町村独自での立ち入り・巡回指導等について

1) 実施状況 () 実施している () 検討中である (○) 実施していない

2) 実施している場合の頻度 ()

3) 具体的な実施内容 ()

③ 指導監督基準を下回る認可外施設・事業に対する施策に補助や助成など「質」向上のために実施している施策があればご記入ください。

--

④ 幼児の副食材料費の徴収に伴い、保育料無償化以前の利用料負担を上回る家庭はありますか。

(○) ない () ある → その場合の金額 () 円

⑤ 給食費の市町村独自の補助・減免措置について

1) 実施状況 (○) 実施している※R1.10以降 () 検討中である () 実施していない

2) 実施している対象

() 乳児の主食費 () 乳児の副食費 (○) 幼児の主食費 (○) 幼児の副食費

※実施している場合は具体的な内容をご記入ください。

18歳未満の児童がいる世帯の3人目以降の3歳以上の児童の主食、副食費を免除する

7. 障害者施策 担当課(地域福祉課) 電話(0531-23-3697) FAX(0531-23-3545)
メールアドレス(fukushi@city.tahara.aichi.jp)

(1) 入所施設について(2019年7月時点)

・入所施設設置数 (2)カ所

・設置する施設の入所待機者数 (0)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。

・待機者数の対前年比(0)%

(2) グループホームについて(2019年7月時点)

・グループホーム設置数(5)カ所 対前年比(125)%

・共同生活援助支給決定数 25人 対前年比(96)%

(3) 訪問系各サービスの支給状況について(2019年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	58	101	51	9
重度訪問介護	0	0	0	0

地域生活支援事業

移動支援	63	100	18.5	6
------	----	-----	------	---

※最多支給時間は2019年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 障害者総合支援法第7条 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害者の障害福祉サービスの利用についてご記入ください。(いずれかに○)

() 介護保険の申請を行わない障害福祉サービス利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。

(○) 本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしている。

※利用できる場合、支給決定期間を短くするなどの条件がある場合は、その条件をご記入ください。

ケアプラン等において、障害福祉サービスの利用の必要性が確認できること。

(5) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2019年度支給予定者総数 (0)人、7月1日現在の受給者総数(0)人

(6) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

(○) ない

() ある ※ある場合は具体的な対象要件をご記入ください。

(7) 障害者グループホームの体制について

・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(5)カ所中(5)カ所

・夜勤体制をとっているところ (2)カ所

・宿直体制をとっているところ (0)カ所

・夜間通報体制をとっているところ (5)カ所

・夜勤体制を複数でおこなっているところ (0)カ所

(8) 県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

() ない

(○) ある ※ある場合は具体的な補助内容をご記入ください。

社会福祉施設等施設整備費補助 ※グループホームに限らず

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課)電話(0531-23-3515)FAX(0531-23-3810)

メールアドレス(kenko@city.tahara.aichi.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	平成 30 年 4 月 1 日以降生まれの 1 歳～2 歳未満児	2,000 円	接種単価は決めていないため、医療機関により異なります。	令和元年度
ロタウイルス	ロタリックス 生後 6 週～24 週 0 日(2 回)	4,500 円		平成 27 年度
	ロタテック 生後 6 週～32 週 0 日(3 回)	3,000 円		
子どものインフルエンザ		円	円	
麻疹(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	①65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上で過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない方 ②60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の障害等が 1 級の方	6,288 円 ※非課税世帯の方は 8,288 円	2,000 円 ※非課税世帯の方は 0 円	平成 26 年度
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

② 2 回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している。 (○) 実施していない。 () 検討中

9. 健診事業

担当課(健康課)電話(0531-23-3515)FAX(0531-23-3810)

メールアドレス(kenko@city.tahara.aichi.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

平成 29 年 4 月から妊娠届出時に産婦健康診査受診票を交付し、出産後 8 週以内に 1 回実施しています。今後、産後の初期段階の支援の効果など、近隣の市の動向を参考にしながら実施回数の検討をしていきます。

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況・実施年月をご記入ください。

妊娠届出時に口腔衛生の必要性を伝え、妊婦歯科健診の受診勧奨をし、妊婦歯科健診受診票を交付しています。田原市内の指定歯科医療機関にて歯科健診(一般診察、ブラッシング指導)を 1 年通して、妊娠中に 1 回、公費負担にて受診ができます。受診率は、平成 29 年度 39.7%、平成 30 年度 51.2%です。

妊娠中は、つわり等や体調不良になりやすく、妊婦健康診査は別の受診となるため、妊婦歯科健診を受ける方の負担は大きくなります。

妊婦の口腔環境は、低出生体重児の出生や早産のリスク、子どものむし歯への影響と関係しており、妊婦及び生まれてくる子どもの健康を守る観点から妊婦歯科健診を今後ますます推奨してまいります。

(3) 保健所・保健センターへの歯科衛生士の配置について、人数、常勤・非常勤区分をご記入ください。

平成 23 年 8 月 10 日に歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されたことを受け、平成 25 年度から嘱託の歯科衛生士を 1 名配置しています。歯科口腔保健の推進のために、今後も引き続き市歯科医師会と協議を行って参ります。

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2018年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①75 歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書・要望書	年 月 日

* 2018年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。